

北広島町農業委員会第30回総会議事録

事務局 (第30回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

1番 内容は摘要欄のとおりです。12月12日に9番委員・譲渡人と3名で現地調査をし説明を受けました。田の5筆については地元法人に預け、畑の3筆については自家用野菜を作付されるとのことです。委員2名とも3条にかかる要件について何ら問題ないと考えます。

会長 それでは質疑に入ります。番号1番についてご意見ご質問等はございませんか。

6番 実子に売買することになっているが、売買と贈与との税法上はどうか。

1番 税法上のことは農業委員会が関与することではない。

事務局 確認してみます。

6番 相談を受ける場合があるので、大切なことである。

会長 売買の場合、贈与の場合について、税法上どうか事務局で調べてください。他にありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

15番 内容は摘要欄のとおりです。譲渡人と譲受人は兄弟の関係にあり、また、遠方であるため8日に電話で譲受人に聞き取りをしました。譲受人は長年農業に携わっておられ農機具も装備されており何ら問題はありませぬ。譲渡人にも確認はしております。以上のことから3条にかかる要件は満たしており許可妥当と判断しました。

会長 番号2番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませぬか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

11番 内容は摘要欄のとおりです。譲渡人は農業経験もなく今後農業をされる意思もありません。譲受人はほ場整備以降申請地を耕作しており、機械、労働力、技術もあり耕作要件は満たしており、周辺の農業に対する悪影響もないことから許可妥当と判断しました。

会長 番号3番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませぬか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

16番 内容は摘要欄のとおりです。譲受人は遠方に在住されていることから当分の間、申請地の田については大型農家に耕作を依頼され、草刈り等に関しては譲受人が行うことあります。また、畑については芝を植え市内の造園業者に販売される予定とのことです。周辺の農地への悪影響もないことから許可妥当と判断しました。

- 会 長 番号4番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 20番 どのような農業をしようと考えておられるのか。
- 16番 トラクター等は保有しているが、収穫については大型農家をお願いする予定とのこと。
- 20番 営農支援とあるが行政から支援があるのか。
- 事務局 補助事業というものではなく、作物等についての栽培支援のことです。
- 21番 通ってこられるのか。
- 事務局 譲渡人宅を改築されており、度々来られている。耕作については、一部は委託され畑は芝を植えられる予定。
- 会 長 他にありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手多数)
- 会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 3番 譲受人は30数年農業をされていましたが、2年前体調を崩して現在は利用権設定され預けておられます。この点はこれまでも何件かありましたように、担い手等の集積を妨げないようにということで我々農業委員会としては担い手等については自ら全部耕作要件のところの例外とみなすという申し合わせをしておりますので、その点で整理ができると思っています。周辺の農地への悪影響もなく許可要件のすべてを満たしていると考えられます。
- 会 長 番号5番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

会長 番号 6 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

7 番 申請地については、遊休農地の調査時に敷地内に農地が残っていることを発見し関係者に報告いたしました。関係者には 12 月 7 日に現地確認に立ち会っていただきました。申請地は以前の所有者が事前に埋め立てグラウンドゴルフ場として利用されていたものですが、申請人が購入される時の確認不足だったのではないかと思います。そのためこのたび改めて申請されました。

会長 それでは番号 6 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 6 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 7 番及び番号 8 番については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

6 番 内容については摘要欄のとおりです。この件につきましては昨年と今年にかけて農地利用状況調査時に申請人に対し無断転用されているので手続きをされるようお願いし、申請人も手続きをすることをございました。したがって始末書を添付しての申請でございます。ただし、番号 8 番については畑の続きなのでなぜ第 1 種農地であるのかが分かりません。以上、結果的に始末書添付で承認を求めるとのことでございます。

事務局 換地計画書で確認しましたが、土地改良事業枕地区としてほ場整備の地区内に入っており、非農用地設定はされていません。

会長 それでは番号 7 番及び番号 8 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番及び番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番及び番号10番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

11番 12月12日に4番委員と共に現地にて申請人に説明をして頂きました。番号9番は平成14年頃に地域産業の発展のために貸スキー業を始めるため分筆して農地転用を行っているものと思っていたが、このたび相続したところ農地のままとされていることが判明したことから農地の適正化を図るため今回の申請に至ったとのことです。番号10番ですが、これも摘要欄のとおりで相続した際に判明したことから農地の適正化を図るため事後申請に及んだものです。周辺の農地への悪影響はありませんので許可相当と考えます。

会 長 それでは番号9番及び番号10番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番及び番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

10番 12月9日に19番委員と共に申請人と現地調査を行いました。内容につきましては摘要欄のとおりです。現墓地は10数メートル入った山中にあり、山林も荒廃し申請人も高齢で維持管理ができないことから申請地に移転したいとのことである。宅地裏の畑を一部分筆して申請されておられます。したがって周辺の農地への悪影響はございませんし、事業規模、事業目的から妥当と判断しました。

会 長 それでは番号11番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号12番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

10 番 12月10日に19番委員と共に申請人と現地調査を行いました。内容については摘要欄のとおりです。賃貸住宅を建設されることとございます。申請地の右側が申請人宅で申請人は他にも賃貸住宅を持っておられます。農地の境界線に擁壁を設けて雨水処理は水路に流すとのことで、周辺農地への悪影響はなく事業目的規模からも妥当と判断しました。

会 長 それでは番号12番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号13番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

1 番 内容については摘要欄のとおりで、資材置場及び駐車場として利用されることと聞いております。12月12日に9番委員と共に申請人と現地調査を行い申請地は小さく農地としては利用不可との意見で一致しました。計画面積も妥当、周辺農地への支障もないと思われれます。農地法第5条の転用の許可申請の要件を満たしていると考え許可相当と判断しました。

会 長 それでは番号13番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号14番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

21番 譲渡人の農地は以前譲渡しており申請地の1筆だけ残っておりますが、このたび譲受人が宅地と申請地を合わせて譲受け、資材置場として利用されるとのことです。周辺の農地への悪影響はないと判断しました。

会 長 それでは番号14番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号15番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

1番 申請は摘要欄のとおりです。12月12日に9番委員と私とで譲渡人の自宅に出向き説明を受けました。申請地は昭和55年頃から消防署の用地として賃貸していますが、この度相続の手続きをするにあたり農地のままとなっていることが判明しました。そのため譲受人と協議し今回の申請となりました。周辺の農地に係る悪影響はないと思われますので、許可相当と考えます。

会 長 それでは番号15番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。

2番 この顛末書は譲渡人から出ているのか。

1番 譲渡人からです。

2番 行政も関係しているので、今後整理をしていく必要がある。

事 務 局 今後、整理をしていく方向で進めます。

会 長 他にありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号16番及び番号17番について関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 番 12月10日に9番委員と私とで譲受人の説明を受けました。内容については摘要欄のとおりです。現在の駐車場が狭く不足していることから駐車場を拡張し駐車スペースを確保したいとのことである。調査の結果、周辺の農地への悪影響は見当たらず許可相当と委員2名判断しました。

会 長 番号16番及び番号17番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号16番及び番号17番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号18番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

16 番 12月15日に3番委員と共に現地調査をしました。番号4番案件の申請地とまとめて購入したが、購入した時点には既に集会所用地として利用されていましたが、転用許可がなされていないことが判明したため、今回顛末書を添付しての申請に及んだとのこと。周辺農地への悪影響は考えられず許可相当と判断しました。

会 長 番号18番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号18番について申請どおり許可して良

いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号19番から番号23番まで関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

3番 12月12日に会長、職務代理者と私の3名で建設コンサルタントの責任者立会のもと現地調査を行いました。用水・排水について確認しましたが用水路は県道側にありそのまま残し、造成される団地の排水計画は2か所設け既存の水路に放流することとなっています。放流するに当たっては、地元の井堰関係役員の排水同意書が添付されております。また、大店舗の場合売り場面積が1,000㎡以上は別途地元説明会が義務付けられているそうです。周辺農地への進入、用水、排水に対し今回の造成で影響を及ぼすことはありません。造成は一部30cm～1.0mの盛土をし擁壁を施工するとのことでした。第3種農地は原則許可となっておりますので、許可相当と判断しました。

会長 それでは番号19番から番号23番まで一括して質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。

2番 賃借権設定30年となっておりますが、撤退した時や期間満了後はどうなるのか。

3番 契約書そのものを見ていないのでそこまでの確認はしていない。

会長 他にありませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号19番から番号23番までについて申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号24番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

職務代理者 10番委員と調査を実施しました。内容については摘要欄のとおりですが、譲受人は申請地に隣接した土地倉庫を所有していますが、大型トラックの出入口の確保及び従業員の駐車場の確保が必要となっています。また、譲渡人は高齢で農地の維持管理ができないことから譲受人との間で売買が成立し本申請に至ったとのことでした。周辺の農地は畑

で用水等の問題はなく悪影響を及ぼす恐れはないことから、許可相当と判断しました。

会 長 番号24番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号24番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号25番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 番 12月10日に9番委員と共に現地において譲受人より説明を受けました。内容については摘要欄のとおりです。譲受人はコンビニ3店を所有経営しており、在庫品の整理や資器材等の置場として倉庫が必要となっているとのこと。譲渡人は遠方に居住しておりこちらに帰ってくることはないことから、この度、譲渡すこととなったそうです。周辺の農地への悪影響はございません。よって許可妥当と判断しました。

会 長 番号25番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号25番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農業用施設転用届について

会 長 番号26番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる)

8 番 12月17日に2番委員と現地調査をしました。申請人には電話にて確認しました。以前は母屋と平行に2筆にまたがって立っていたが老朽化し建て替えが必要となったことから申請地に基礎を施工していました。そのため今回始末書添付のうえ転用届を提出されたものです。周辺農地への影響はありませんので受理妥当と判断します。

会 長 それでは、番号 26 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等お願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 26 番について農業用施設転用届を受理することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

議案第 5 号 非農地証明申請について

会 長 番号 27 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 番 申請は摘要欄のとおりです。9 番委員とで 12 月 12 日に申請人より説明を受けました。現地はとも農地に復元できるような状態ではありませんでした。周辺には農地がなく営農条件に支障はないと思われます。また、2 名の一致した意見であり、受理妥当と判断しました。

会 長 それでは番号 27 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等お願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 27 番について非農地証明を発行することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 28 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

18 番 12 月 14 日に 17 番委員と現地確認を行いました。現地は農地に復元できるような状態ではなく、また、その周辺も雑草が繁茂しており耕作できる状態ではありません。よって、受理妥当と判断しました。

会 長 それでは番号 28 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等お願いします。

6 番 農振の除外申請は先にやるのか後でやるのか。

事務局 許可を得てから職権で外す。

会長 他にありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号28番について非農地証明を発行することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩